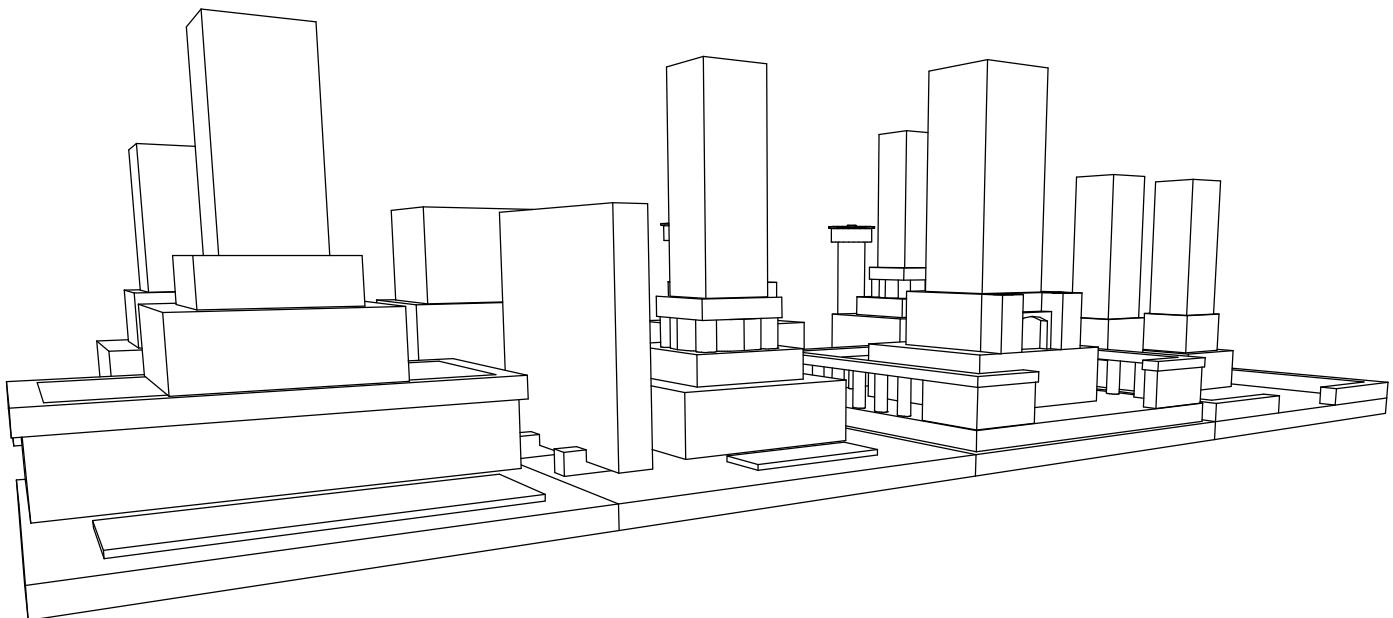


このパンフレットは、岐阜市が市  
営墓地の応募をご検討されている  
方向けに発行しています。  
事業者が営業目的で二次利用する  
ことはご遠慮ください。

R8. 1. 15

## 上加納山

# 令和 7 年度 二次募集 市営墓地募集案内



# 市 営 墓 地 募 集 案 内

## 1 所 在 地

上加納山墓地 岐阜市上加納山4717番地4

## 2 交 通 手 段

岐阜バスをご利用の場合「金園町9丁目」停下車後、徒歩5分

中心市街地東部地区コミュニティバスをご利用の場合「岐阜市斎苑前」停下車後、徒歩1分

## 3 募 集 区 画 数

39区画

※加納穴釜墓地、大洞墓地と併せて応募することはできません。

※応募にあたっては、希望する区画を第2希望まで選ぶことができます。ただし、「弥八下北」「れ9」地区の区画を希望される方は、地区と寸法を選んで応募してください。

※第1希望で申し込まれた区画から順に使用者の決定を行い、応募が重複した区画は、抽選で使用者を決定します。詳細は、4ページ「区画の決定方法」をご覧ください。

## 4 広 さ 及 び 使用 料

5ページ「上加納山墓地 使用者募集区画 一覧表」をご覧ください。

## 5 応募できる方

①岐阜市に住所を有する方

②埋蔵する焼骨のある方（分骨のみの方は対象になりません。）

③6か月以内に墓碑を建立できる方

④同一世帯で他に市営墓地を使用していない方

※ただし、現在市営墓地を使用している方で次のどちらかに該当する場合は申込可（申込時に誓約書を提出していただきます。）

（1）現使用区画から当選後の区画に墓地移転する場合（現使用区画は当選後に返還していただきます。）

（2）現使用区画を拡張する目的で応募区画を使用する場合（当選後、現使用区画と当選後の区画は合筆する手続きをしていただきます。）

以上の条件を全て満たす方

●当選後上記の条件を満たさないことが判明した場合は使用承認を取消すことがあります。

## 6 申 込 先 等

岐阜市役所 市民協働生活部 市民協働生活政策課（9階）

下記必要書類をお持ちのうえ、開庁時（平日8時45分～17時30分）にご来庁ください。

※郵送での申込を希望する方は、申込書を郵送しますので、市民協働生活政策課へご連絡ください。なお、郵送いただいた必要書類に不備がある場合、受付せず返送させていただき、あらためて書類の提出を依頼しますので、ご了承ください。

### 必要書類

①納骨予定者の死体火葬許可証

（他の墓地から移転する場合はその墓地の管理者が発行する埋蔵証明書）

②申請者の世帯全員の住民票（本籍の記載があるもの） 1通

③申請者と納骨予定者との関係が確認できる戸籍謄本等 1通

④85円切手、110円切手 各1枚（募集結果等の送付に使用するため）

原  
本

※過去に応募された方は、①②③が不要になる場合がありますので、応募時にお申し出ください。

※②、③については返還いたしません。（死体火葬許可証はコピーを取り返還いたします。）

	募集期間	抽選日等
二次	1／15～2／10 (郵送の場合は2／10必着)	2月25日 午前10時 (抽選番号等は後日郵送にてお知らせします。)

\*募集期間終了後に申込区画の変更はできません。

\*体調がすぐれない場合は、抽選会への参加をご遠慮ください。

## 7 その他の

3ページ「応募に際しての注意事項」をご覧のうえ、ご応募ください。

ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

岐阜市役所 市民協働生活部 市民協働生活政策課 電話 058-214-2176

《使用承認条件》（次のことを守らない場合は、使用承認を取り消すことがあります）

- 1 墓地以外の目的で使用しないこと
- 2 使用権を譲渡又は転貸しないこと
- 3 6ヶ月以内に墓碑を建てること
- 4 墓地の区画および市指定の墓石設置基準を遵守すること
- 5 施設修繕、天災等により移転等の処置の必要が生じた場合には市の指示に従うこと
- 6 法令や条例等に違反しないこと

《墓石設置基準および設置上の注意》

- 1 墓石の高さは、基礎を含めて地盤から180cm以下としてください。
- 2 使用区画内に墓石以外のもの（塀・樹木等）を設置しないでください。
- 3 上記以外のものを設置する場合は、市民協働生活政策課へご相談ください。
- 4 使用区画内で造作等を行う場合は、墓地工事施行届を市民協働生活政策課に提出してください。

《墓地使用上の注意》

- 1 次のような場合は、その都度市民協働生活政策課へ届け出してください。  
所定の届書用紙がありますので、お問い合わせください。

		墓地が不用になったとき	使用者が死亡したとき	生前に承継するとき	住所又は氏名を変更したとき	使用承認証を紛失したとき	焼骨の埋蔵をするとき
届(申請)書名		返還届	使用承継承認申請書	使用承継承認申請書	使用者住所(氏名)変更届	使用承認証再交付申請書	埋蔵届
必要書類例	戸籍謄本等		○	○	○ ※氏名変更の場合		
	住民票		○	○ 現使用者の本人確認書類も必要	○ ※住所変更の場合		
	交付済の使用承認証	○	○	○	○		
	誓約書		○				
	使用承継同意書		△ 直系血族の方は不要				
	祭祀主宰者申立書			○			
	死体火葬許可証						○

- 2 使用区画内の清掃や修繕は各自で行い、いつもきれいにするよう努めてください。

- 3 次の規定に該当したときは、無縁墳墓として墓石等を一定の場所に改葬又は移転することができます。

①使用者が死亡して5年以内に使用権承継の届出がないとき。②使用者が住所不明となり、7年を経過したとき。

## 上加納山墓地 応募に際しての注意事項

- \* 1名の焼骨に対し、1名のみ応募ができます。  
例えば、父親の焼骨に対し、長男及び別世帯の二男の2名が申し込むことはできません。
- \* 「れ9」地区以外の区画は、過去に墓地として使用されていた区画で、返還手続きを経て、再度、使用者を募集する区画です。
- \* 現状での使用となります。当選後の現地改修には応じることはできません。
- \* 募集区画の中には、周囲の縁石まで含んだ許可寸法の区画があります。墓碑建立に際して支障がある場合は、この縁石を自費にて加工することができます。  
「弥八下南」、「弥八下北」、「長住」及び「れ9」地区については、縁石が設置してありますが、縁石に囲われている中で墓碑を建立してください。
- \* 募集区画の境界には、杭やプレートを設置しています。申込前に現地にて、希望される区画の場所や境界、寸法をご確認ください。また、墓碑の高さを180cm以内としてください。  
墓碑を建立される前に、改めて境界杭の間の寸法をご確認いただき、規定の寸法及び境界を超えないようにしてください。現地で境界の位置や寸法に不明な点がある場合は、市に連絡してください。(必要に応じ、市職員が申込者または工事施行業者の方と現地で立ち合い確認します。)  
墓碑建立後、市職員が現地確認を行います。高さや許可寸法を超えている場合は、是正を求めますのでご了承ください。(目視できる墓碑はもちろん、土中にある基礎コンクリートや塗布しているモルタルについても許可寸法に含まれます。)
- \* 市では石材店を斡旋していません。
- \* 墓地永代使用料納入後は、どのような理由があっても全額は返金することができません。納入前に必ず現地をご確認ください。(未使用の場合は使用料の1/2、使用後の場合は使用料の1/3の返金となります。)
- \* 他の墓地から移転する場合は、使用決定後、岐阜市営墓地へ納骨する際に、その墓地の所在地の市町村長等が発行する改葬許可証が必要となります。
- \* 岐阜市墓地条例、同施行規則など関係法令に照らし審査した結果、応募をお断りする場合があります。

## 【区画の決定方法】

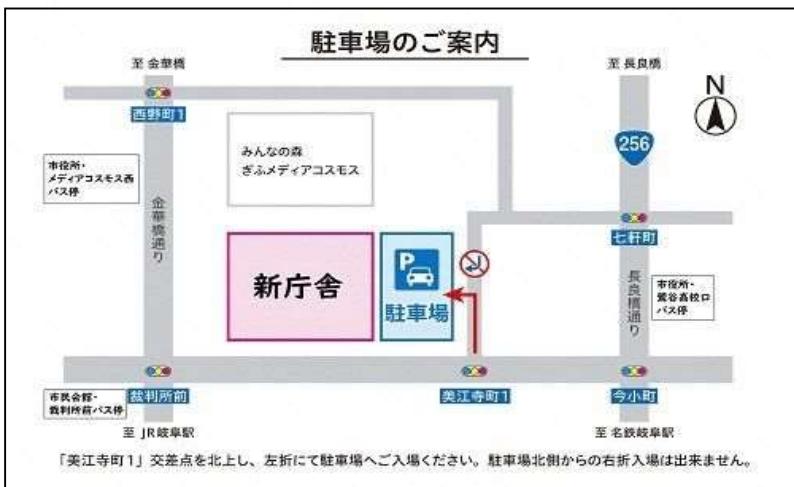
- ・応募の際、申込書の希望区画の欄に第2希望まで記入することができます。  
(第1希望のみの応募でも可能です。)  
ただし、募集期間終了後は、希望区画及び希望順位の変更はできません。
- ・「弥八下北」「れ9」地区の区画を希望される方は、地区と寸法を選んでご応募ください。記号番号は、同一寸法のうち若い番号から順に抽選で決定します。
- ・第1希望で申し込まれた区画から使用者の決定を行い、応募が重複した区画は、抽選で使用者を決定します。
- ・第1希望の区画で落選した方について、第2希望の区画があれば、この方を使用者として決定し、第2希望の区画の応募が重複した場合は、さらに抽選で使用者を決定します。  
ただし、第2希望の区画について、既に第1希望での抽選で使用者が決定している場合は、第2希望の抽選は行いません。
- ・第1希望、第2希望のいずれの区画も落選した方については、第1希望の区画において補欠抽選を行い、補欠当選者を1名決定します。
- ・第1希望の補欠抽選で落選した方については、第2希望の区画において補欠当選者がいない場合に限り、補欠抽選を行い、補欠当選者を1名決定します。

## 【抽選会場のご案内】

抽選日時 令和8年2月25日（水）午前10時から

抽選場所 岐阜市司町40番地1  
岐阜市役所10階 10-1会議室

## 【会場案内図】



- ※ 抽選結果については、抽選日の翌日までに市ホームページに掲載するとともに、必ず郵送にて通知いたしますので、**抽選会に参加する必要はありません**。
- ※ 駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用いただきますようご配慮ください。
- ※ 駐車場を利用する場合、駐車券を抽選会場までご持参のうえ、抽選はがきとともに係員にご提示ください。駐車料金は2時間まで無料となります。また、お帰りの際、1階総合案内、1階守衛室前（東口）、2階総合案内（東口）、3階東口のいずれかにて駐車券を提示してください。（駐車料金の減免に必要な手続きとなります。）

## 上加納山墓地 使用者募集区画 一覧表

- ご希望される区画を選んで、ご応募ください。ただし、「弥八下北」及び「れ9」は、記号番号を指定することができません。地区及び寸法を選んでご応募いただいた上で、記号番号は抽選により決定します。
- 募集区画の中には、周囲の縁石まで含んだ許可寸法の区画があります。
- それらの縁石が墓碑建立に支障をきたす場合は、縁石を自費で加工できます。
- 「弥八下南」、「弥八下北」、「長住」及び「れ9」地区は、縁石で囲われた中で墓碑を建立していただきます。

図面番号	区画			寸法		金額	応募方法
	地区	記号番号	枝番	縦(cm)	横(cm)		
図面1	ら	11		90	90	136,000	「地区」及び「記号番号」を指定 ※記号番号は選べません。
		27		90	80	120,900	
	忠節	37		90	90	136,000	
		164		125	125	262,500	
	三五野北	34		95	145	231,400	
		102		180	180	544,300	
		103		180	180	544,300	
	白山極楽通	17		90	90	136,000	
	白山功德通	22		90	90	136,000	
	弥八下南	238		125	125	262,500	
		288		125	90	189,000	
	長住	328		90	125	189,000	
		331		90	125	189,000	
	1	3		180	180	544,300	
		15	1	180	120	362,800	
			2	180	120	362,800	
	弥八下北	237		125	125	262,500	
		239		125	125	262,500	
		240		125	125	262,500	
		241		125	90	189,000	
		242		125	90	189,000	
図面2	れ9	12		125	125	262,500	「地区」を指定 ※記号番号は選べません。
		13		125	125	262,500	
		14		125	125	262,500	
		15		125	125	262,500	
		16		125	125	262,500	
		17		125	125	262,500	
		18		125	125	262,500	
		19		125	125	262,500	
	ほ	113		180	80	241,900	
図面3	5	5		90	100	151,200	「地区」及び「記号番号」を指定
		6		90	100	151,200	
	13	78		180	200	604,800	
	22	21	2	90	90	136,000	
	23	10		180	180	544,300	
	か	54		180	90	272,100	
	た	201		90	90	136,000	
	る	95		150	90	226,800	
	本荘	163		90	100	151,200	

図面名 令和7年度 上加納山墓地 募集箇所

募集区画数 39区画

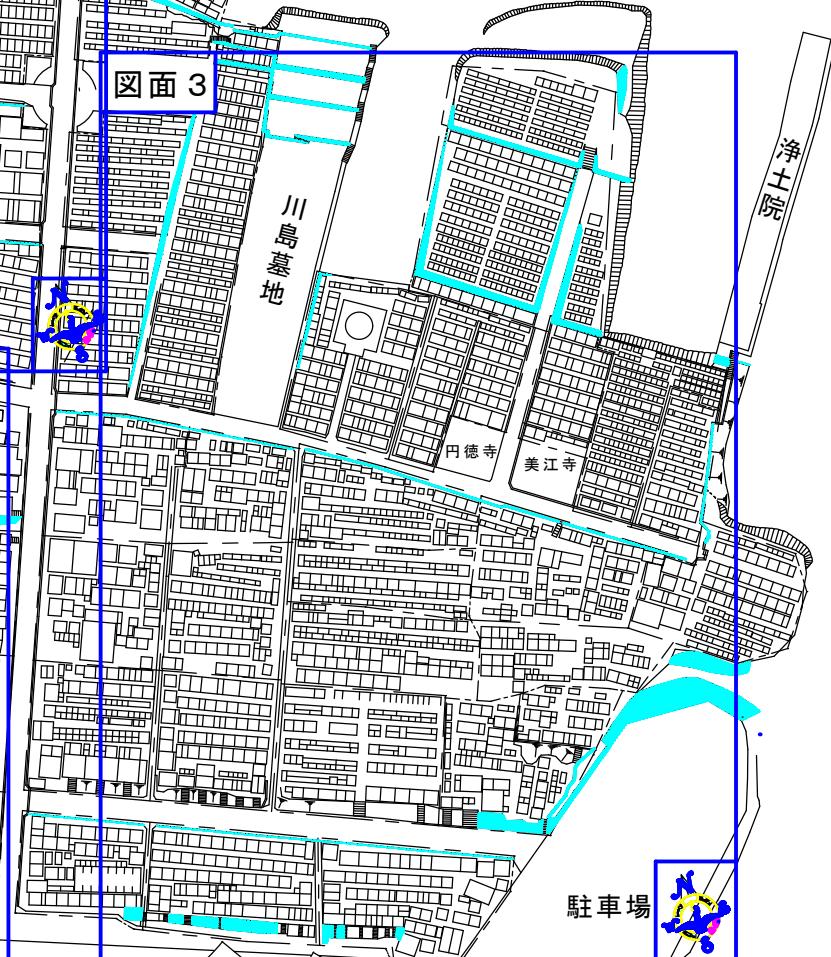
作製者 岐阜市市民協働生活部市民協働生活政策課



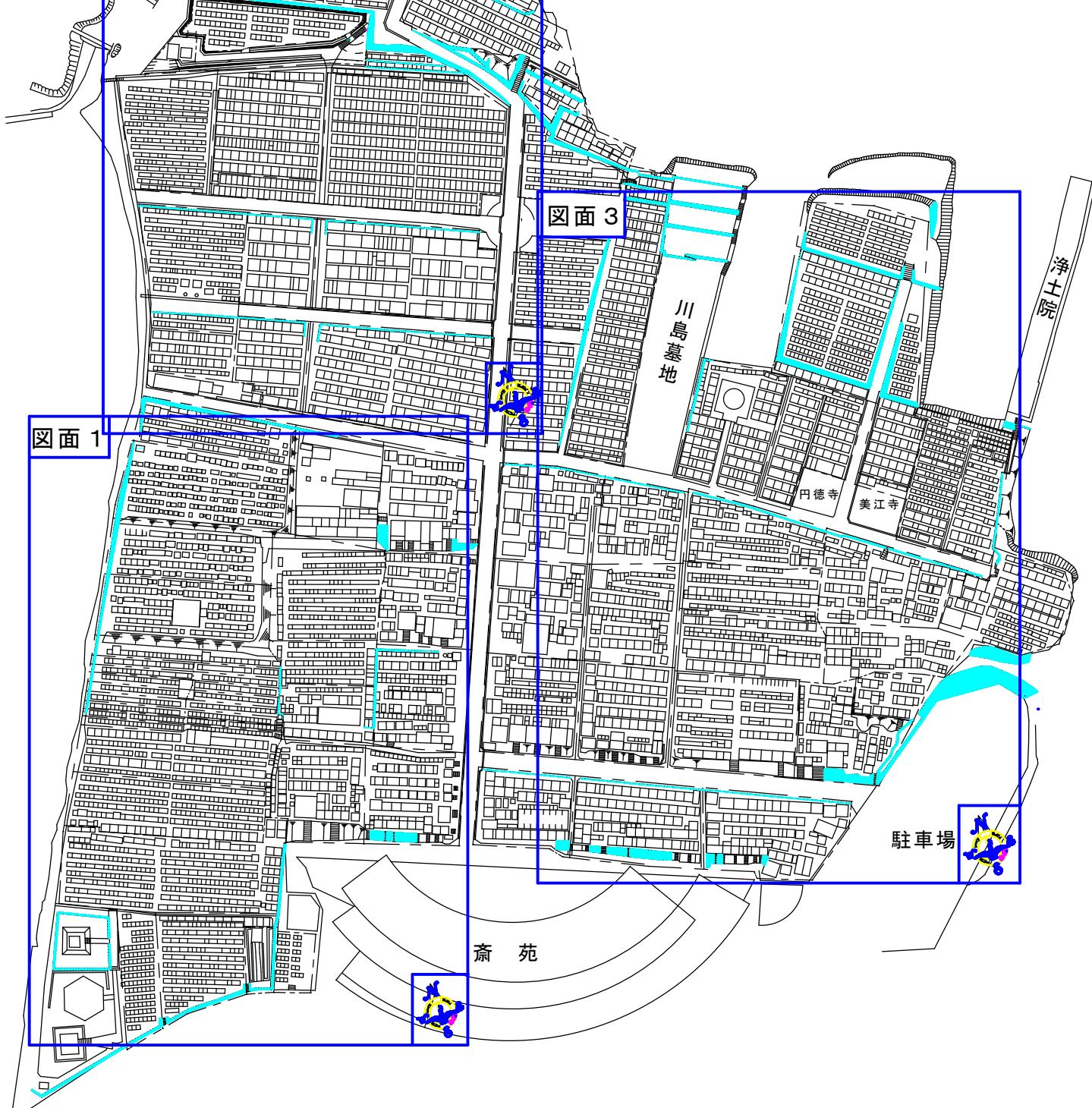
図面2



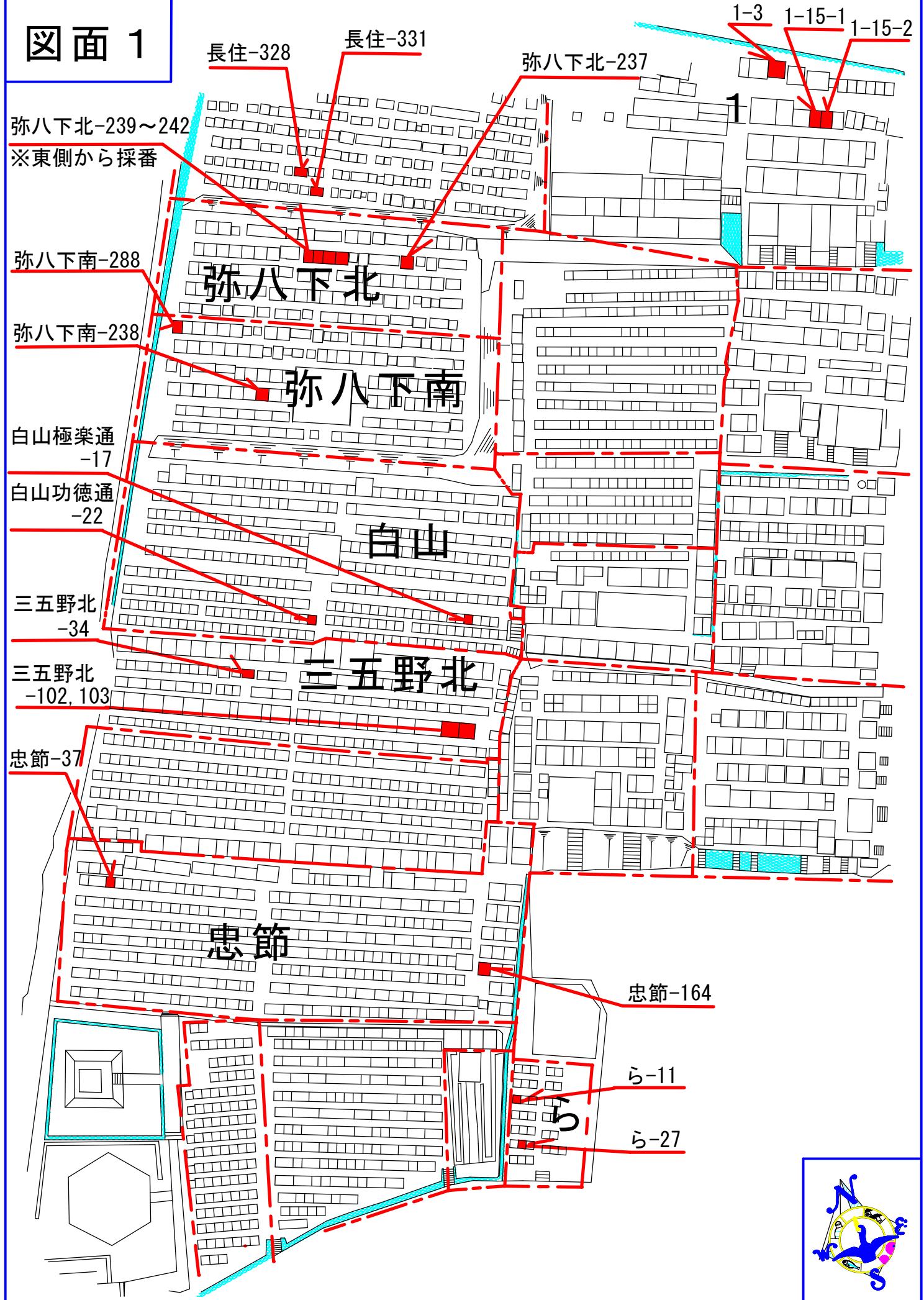
図面3



図面1



# 図面 1



## 図面 2

れ9-13~19

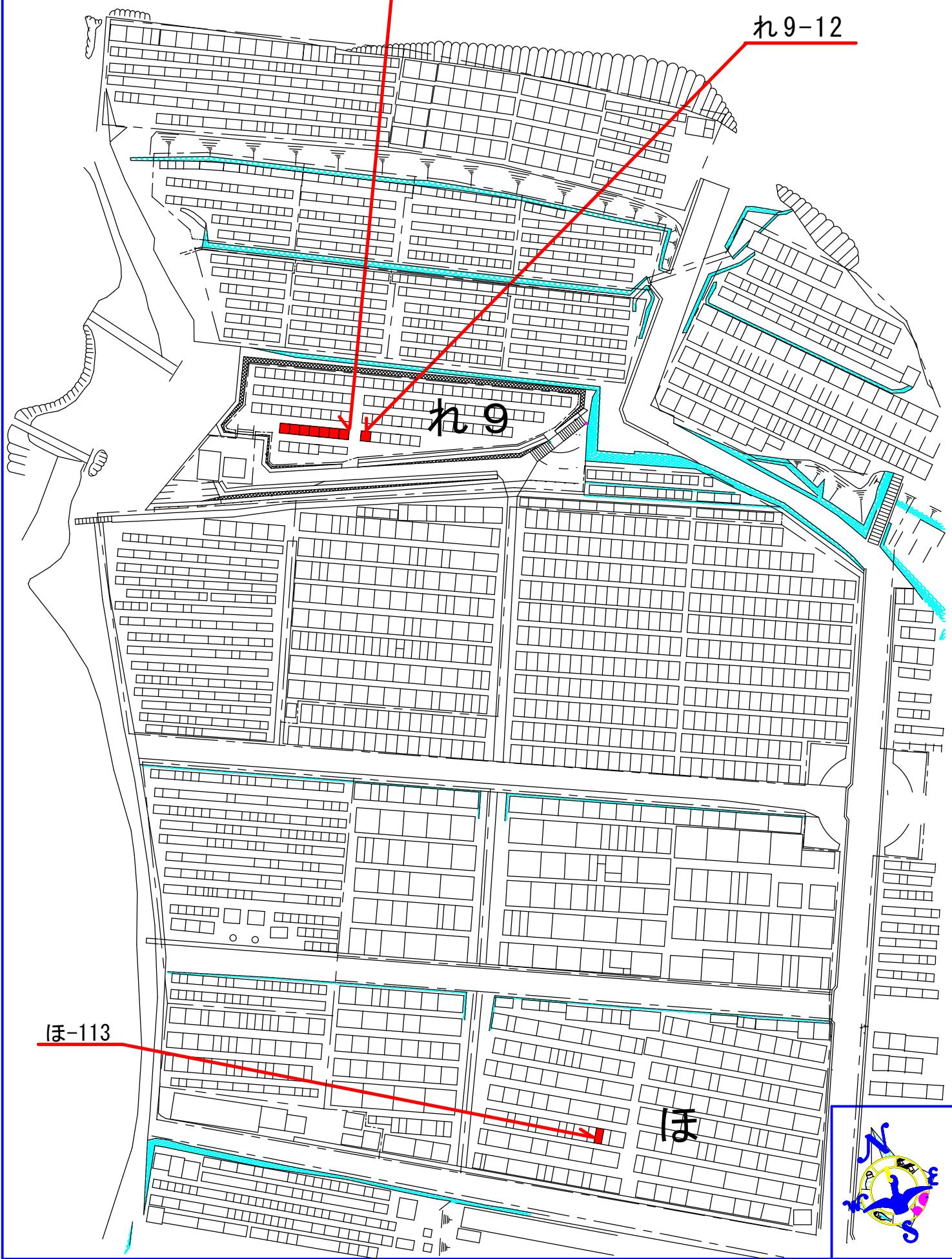
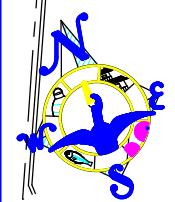
※東側から採番

れ9-12

れ9

ほ-113

ほ



### 図面 3

